

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」開催要綱

1. 目的

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度について、累次の情報通信審議会答申（令和5年2月7日及び令和6年3月28日。以下「累次の答申」という。）の中で、支援区域の指定や交付金算定に当たっては、標準的なモデルを用いることが適当とされ、また、負担額の算定方法に係る回線数の適切な把握や公平性等について継続的に検討を行うことが適当とされた。これを踏まえ、主としてコスト算定のために実際に支援区域の指定や交付金算定に使用する標準的な判定式（以下「標準判定式」という。）の構築の検討及び検証並びに負担額の算定方法及び算定対象に係る検討を行うため、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」を開催する。

2. 名称

この研究会は、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」と称する。

3. 検討等項目

この研究会は、次の事項について検討等を行う。

- (1) 標準判定式（区域指定・交付金算定）の在り方
- (2) 標準判定式に必要な入力値
- (3) 負担金額の算定方法や対象等
- (4) その他必要と考えられる事項

4. 構成及び運営

- (1) この研究会は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長の研究会として開催する。
- (2) この研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) この研究会には主査及び主査代理を置く。
- (4) 主査は、構成員の互選により定め、主査代理は、主査が指名する。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わってこの研究会を招集し、主宰する。
- (6) 主査は、必要があるときは、必要と認める者をこの研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (7) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) その他この研究会の運営に必要な事項は、主査が定める。

5. 議事・資料等の扱い

- (1) この研究会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が認める場合においては、一部又は全部を非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- (2) この研究会で使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合においては、一部又は全部を非公開とする。

6. 開催日程

累次の答申及びこの研究会の取りまとめ（令和6年3月28日）において継続検討となった事項を中心に、令和8年夏頃までの間、適宜開催し、議論を行う。

7. 庶務

この研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課が行う。

(別紙)

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定等に関する研究会」構成員等

主査 関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
主査代理 相田 仁 東京大学 特命教授
大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
春日 教測 東洋大学 経済学部 教授
北口 善明 東京科学大学 情報基盤センター マネジメント准教授
砂田 薫 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
高橋 賢 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

(以上構成員。敬称略。主査・主査代理以外は五十音順。肩書は2024年10月1日現在)

(オブザーバー) 一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人電気通信事業者協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
株式会社NTTドコモ
KDDI株式会社
ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社
ソフトバンク株式会社
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

(五十音順)